

信貴山朝護孫子寺「国宝信貴山縁起絵巻」三巻同時特別公開と
ロスフラワーアート展実施委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、「信貴山朝護孫子寺『国宝信貴山縁起絵巻』三巻同時特別公開とロスフラワーアート展実施委託業務」に係る契約の相手方となる受託候補者の特定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

信貴山朝護孫子寺「国宝信貴山縁起絵巻」三巻同時特別公開とロスフラワーアート展実施委託業務

(2) 業務内容

別紙3「業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和7年2月28日（金）まで

(4) 業務場所

平群町役場及び町が指定する場所

(5) 契約範囲、業務費限度額

① 本プロポーザルを経て契約を想定している範囲は、別紙3「業務委託仕様書」のとおり

② 提案上限額

47,680,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※提案上限額は契約予定金額を示すものではない。

※提案上限額は本契約の履行に係るすべての経費の総額とする。

(6) 契約締結及び代金の支払方法

① 契約方法

随意契約 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

② 支払条件

代金の支払は、業務完了後の1回払いとする。

3. 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 別紙3「業務委託仕様書」に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有

すること。また、本町の指示に柔軟に対応できること。

- ③ 平群町の令和6年度の入札参加資格を有する者については、参加表明書提出期限日以降において、平群町指名停止処分を受けていないこと。
 - ④ 企画提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。
 - ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
 - ⑧ 近畿圏内（2府4県）に本店（主たる営業所）又は支店（主たる営業所から本町との契約について、一切の権限を委任されている営業所）を有すること。
 - ⑨ 過去5年間に観光コンテンツ造成、観光に係るテストマーケティング、観光に係るプロモーションの実施、観光に係るセミナー・ワークショップの開催等に係る受注実績があること。
- (2) プロポーザルへの参加者が、受託候補者特定までの間に上記の参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (3) 平群町の令和6年度の入札参加資格を有しない者は、参加表明書提出とともに別紙「信貴山朝護孫子寺「国宝信貴山縁起絵巻」三巻同時特別公開とロスフラワーアート展実施委託業務参加資格審査申請要領」に定める関係書類を提出すること。

4. 募集内容

- (1) プロポーザル実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

- (2) 募集方法

令和6年5月10日（金）から町入札掲示板及び町ホームページ上で本要領を公表し、同時にホームページ上で関係書類を配布する。

5. 参加の申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、以下に掲げるところにより申し込むものとする。

- (1) 提出書類

参加表明書（様式1）

- ・入札参加資格者名簿の登録において、支店・営業所等に契約締結権限を委任している場合は、その支店・営業所等名で提出すること。印は入札参加資格審査申請で届出している届出印を使用すること。

(2) 提出期限

令和6年5月21日(火) 午後5時(必着)

(3) 提出先

平群町事業部観光産業課(13. 問合せ・提出先のとおり)

(4) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

6. 質疑書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとする。質問内容は実施要領、仕様書等に係るものや提出書類の作成に係るものに限る。審査及び受託候補者の特定に係る質問や電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年5月17日(金) 午後5時

(2) 質疑書記載方法

質疑書(様式2)に、質問の内容を簡潔に記載すること。電子メールで質問を行う場合には1ファイルとすること。

(3) 質疑書提出方法

平群町事業部観光産業課(13. 問合せ・提出先のとおり)に電話連絡の上、電子メール又はFAXで行うこと。電子メールにより質問をする場合、件名を「信貴山朝護孫子寺『国宝信貴山縁起絵巻』三巻同時特別公開とロスフラワーアート展実施委託業務公募型プロポーザルに係る質問(法人名)」とすること。

(4) 質疑書回答方法

参加表明書(様式1)の提出があった者に対し、電子メールで回答する。

7. 参加の辞退

参加申込者は、企画提案書等の提出期限(令和6年5月28日(火) 午後5時)までは、いつでも参加を辞退することができるものとする。参加を辞退しようとする者は、様式9に辞退の旨及び辞退の理由を明記して、平群町事業部観光産業課(13. 問合せ・提出先のとおり)に郵送又は持参する

こと。ただし、当該辞退の届出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。

8. 企画提案書等の提出

参加申込者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、最適なコンテンツ・イベント等の企画提案書等を、以下に掲げるところにより提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル提案申請書（様式3）
- ② 誓約書（様式4）
- ③ 会社概要書（様式5）
- ④ 実績調書（様式6）
- ⑤ 事務局等設置に関する調書（様式7）
- ⑥ 企画提案書（任意様式）

(a) 企画提案書表紙（任意様式）

(b) 事業実施スケジュール（任意様式）

(c) 企画提案書（任意様式）

- ・ 企画提案書の記載内容は、別紙1「提案項目」のとおりとする。
- ・ 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A3版横の使用も可とする。ただし、A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- ・ 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。
- ・ 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。
- ・ 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

⑦ 見積書（様式8）

本業務の実施に要する事業経費の内訳について、別紙仕様書に記載の業務概要の項目ごとに記載すること。経費内訳に記載する金額は、税込み金額とする。

(2) 提出期限

令和6年5月28日（火） 午後5時（必着）

(3) 提出先

平群町事業部観光産業課（13. 問合せ・提出先のとおり）

(4) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により提出書類が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部とする。

9. 審査及び受託候補者の特定方法

(1) 特定方法

企画提案書等の審査及び特定は、信貴山朝護孫子寺『国宝信貴山縁起絵巻』三巻同時特別公開とロスフラワーアート展実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書等について書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、その内容を総合的に評価し、その結果に基づいて最高得点者を本業務の受託候補者として特定する。提出された書類等の内容については、後日問合せを行う場合がある。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託候補者とししない。

(2) 書類審査

提出された企画提案書等の書類について、評価項目及び配点に基づき審査する。なお、審査経緯は公表せず、審査内容及び結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(3) プレゼンテーション審査

①実施日時

令和6年5月31日（金）予定

②実施場所

平群町役場内の会議室

③出席者

3名以内とし、総括責任者及び主たる担当者は必ず出席するものとする。

④実施時間

50分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答20分）

⑤その他

- ・プロポーザル提案申請書の受付順により、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書と同一のものとする。
- ・会社名等を出さずにプレゼンテーションを行うこと。
- ・パワーポイント等の使用は可とする。ただし、必要機器は各出席者で準備し、準備に要する時間は5分程度とする。

(4) 失格事項

プロポーザルの参加者及び提案内容について次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、直ちに本業務の受託資格を失う。

- ① 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 参加資格に適合しない場合
- ④ 本実施要領等において示した内容に違反又は逸脱した場合
- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション審査を欠席した場合
- ⑥ 見積書の見積額が提案上限額を超える場合

(5) 審査基準及び配点

審査においては、企画提案の内容、業務実績、見積額等による総合評価を実施する。審査の実施に際しての配点及び評価基準は別紙2のとおりとする。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年6月5日（水）（予定）に全ての参加者に通知するとともに、町ホームページにおいて受託候補者を公表する。なお、審査の経過については一切公表しない。ただし、受託候補者特定後及び契約締結後は、参加者に対して自己の評価結果を情報提供することができる。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10. 契約の締結

- (1) 最高得点者として受託候補者に特定された者（参加者が1社のみの場合を含む。）と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させたうえで、予算の範囲内で契約を締結する。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。
- (2) 仕様書の内容は、企画提案書による提案内容を基本とし、受託候補者と町との協議により最終的に決定する。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合は、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

11. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (3) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に

要した費用を町に請求することはできないものとする。

- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は本プロポーザルにおける特定のみを使用するものとし、提案者に無断での利用はしない。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合がある。
- (5) 提出期限以降における書類の追加・修正・差し替え等は一切認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、町から追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (6) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、平群町情報公開条例に基づき、公開する場合があるものとする。
- (7) 企画提案書等に記載した技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合には、本町と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、本プロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために本町から受領した資料及び知り得た情報等は、公表又は使用してはならない。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

12. スケジュール

内 容	日 程
公告	令和6年5月10日（金）
参加申込書等提出期間	令和6年5月21日（火）午後5時まで
質疑書提出期間	令和6年5月17日（金）午後5時まで
質疑書回答期限	令和6年5月22日（火）
企画提案書等提出期間	令和6年5月28日（火）午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年5月31日（金）予定
結果通知・結果公表	令和6年6月5日（水）予定
契約締結	令和6年6月上旬頃予定

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。この場合、参加者に速やかに連絡する。

13. 問合せ・提出先

平群町事業部観光産業課（担当：長原、上別府、光川）

郵便番号 636-8585

住所 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

電話番号 0745-45-1017（内線：506）

FAX 0745-45-0211

電子メール sangyo@town.heguri.nara.jp

別紙1 <提案項目>

項目	記載内容
1	<p>業務実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局（総合窓口）を設置し、担当者を常駐 ・実施スケジュール ・事業者と本町との役割 ・事業実施時の安全対策 ・信貴山朝護孫子寺等の地元関係機関との連携
2	<p>体験コンテンツ・イベント造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在時間の増加や周遊による観光消費額の増加に繋がる取組みについて
3	<p>受入れ環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド誘客に際して多言語の案内ツール及びイヤホンガイドの整備等について
4	<p>プロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験動画、SNS、メディアを活用したコンテンツやイベントの魅力を国内外に効果的に発信していく方策について ・旅行プランの国内外への販売方法について
5	<p>効果測定・調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘客効果の測定および調査について
6	<p>地域性の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の観光の現況に対する理解や課題解決、魅力促進に対する考え方及び今後の方策について
7	<p>将来的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降も活用できるような将来的な展開案
8	<p>事業趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別な体験等によるインバウンド消費拡大・質向上推進事業（国・地方公共団体等所管事業）」事業趣旨に沿った提案
9	<p>経費の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費の内訳・範囲について

別紙2 <書類審査評価基準>

評価項目		評価基準	配点
① 業務遂行能力	業務実施体制	・本事業の運営にかかる、事務局（総合窓口）を受託事業者組織内に設置し、担当者を常駐させ、事業全体の進捗管理、調整を図ることができる組織的な実施体制となっているか。	40
		・実施スケジュールに無理がなく、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。	30
		・受託事業者と本町との役割分担が明確であり、かつ、本町に負担の少ない提案（分担）であるか。	40
		・事業実施時の安全対策について、参加者や周辺環境等に配慮し、安全に事業実施できる体制となっているか。	20
		・本事業の実施には、信貴山朝護孫子寺等の地元関係機関との連携が不可欠であり、円滑な事業の実施に向け、良好な関係を築くことは可能か。	20
		・過去5年間に他市町村、団体等での類似業務の実績があるか。	20
② 企画提案内容	体験コンテンツ・イベント造成	・コンテンツ及びイベントを通じて地域の魅力を体験し、滞在時間の増加や周遊による観光消費額の増加に繋がる取組みとなっているか。	30
		・事業の目標（アウトプット、アウトカム）を意識して事業が推進され、明確な目標感を持っているか。	30
	受入れ環境整備	・インバウンド誘客に際して多言語の案内ツール及びイヤホンガイドの整備等の受入れ環境の整備に関する実現可能な提案が明確に示されているか。	30
	プロモーション	・体験動画、SNS、メディアを活用してコンテンツやイベントの魅力を国内外に効果的に訴求できる内容であるか。	30

	効果測定・調査	・誘客効果の測定および調査について	20
	地域性の理解	・本町の観光の現況を理解し、課題解決や魅力促進など、対応できる内容であるか。	20
	将来的な展開	・一過性の取組みではなく、次年度以降も継続して活用できるような将来的な展開案が示されているか。	20
	事業趣旨	・「特別な体験等によるインバウンド消費拡大・質向上推進事業（国・地方公共団体等所管事業）」を理解し、その事業趣旨に沿った内容であるか。	20
③ 経費	経費の妥当性	・経費の内訳・範囲が明確で、提案内容に見合った金額となっているか。	30
合 計			400

プレゼンテーション評価基準

評価項目	評価基準	配点
プレゼンテーション	・公募要領、仕様書等の各規程を理解し、本町に最適な提案となっているか	40
	・要点がまとめられ、説明がわかりやすいか	30
	・質問に対する回答が明快かつ迅速であり、提案内容の熟度が高められているか。	30
合 計		100